

## 墳墓調査積算要領

区 分	事 項	内 容
I 調 査	<p>適 用 範 囲</p> <p>調 査 方 法</p> <p>(1) 墳墓等に関する調査</p> <p>(2) 墓地管理者等に関する調査</p> <p>(3) 墓地使用者等に関する調査</p>	<p>この要領は、墳墓等の調査等の一般的事項を示すものである。</p> <p>墳墓等の調査は墓地使用者ごとに行うものとする。</p> <p>調査事項として、次の事項を調査し、墓地管理者等調査表（様式第11号）に記入するものとする。</p> <p>① 墳墓の所在地</p> <p>② 墳墓の所有者、住所、氏名及び生年月日又は名称</p> <p>③ 墳墓の管理者、住所、氏名及び生年月日又は名称</p> <p>④ 土地所有者、住所、氏名及び生年月日又は名称</p> <p>⑤ カロートの有無</p> <p>⑥ 有縁、無縁の別</p> <p>⑦ 面積（現面積及び改装面積を縮尺100分の1程度で実測する。）</p> <p>⑧ 墳墓の構造、種類及び規模</p> <p>⑨ 埋葬年月日</p> <p>⑩ 法名（戒名）を墓石、墓誌及び過去帳により記入</p> <p>⑪ 土葬、火葬の別</p> <p>○ 土葬の場合</p> <p>イ 享年</p> <p>ロ 経過年数</p> <p>ハ 独立、重複の別</p> <p>○ 火葬の別</p> <p>イ 経過年数</p> <p>① 墓地使用規約等に関する調査</p> <p>イ 墓地管理規約</p> <p>ロ 無縁墳墓の祭祀</p> <p>② 永代使用料に関する調査</p> <p>③ その他の調査</p> <p>イ 移転計画等の調査</p> <p>ロ 墓地使用形態に関する調査</p> <p>① 墓地使用者から、墓地等の維持、管理の委任を受けている者がある場合は、その者の住所、氏名</p> <p>② 墓地使用者で、名義人と現実の使用者が異なる場合は、その原因等を調査し、承継人を確定する。</p>

区 分	事 項	内 容
Ⅱ 算 定	(4) その他	<p>③ 墓地使用者は不明の場合は、本籍地等へ相続等の照会を行う。</p> <p>① 墓地に存する工作物については、墳墓工作物として附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）の規定に準じて調査すること。</p> <p>② 墓地に存する立竹木については、墳墓立竹木として別記3立竹木調査積算要領Ⅰ調査の規定に準じて調査すること。</p>
	(1) 算定基準等	<p>受注者は、算定業務に当たっては、発注者が貸与した資料及び図面等並びにその他監督職員が指示する資料に基づき、これらを十分理解のうえ行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">数量×単価＝金額</p> <p>なお、監督職員が指示した以外の労務単価、資材単価及び算定基準等を使用又は作成する必要が生じた場合は、あらかじめ、監督職員に説明を行い承諾を得るものとする。</p>
	(2) 算定資料の確認	<p>受注者は、算定業務に当たっては、あらかじめ、墓地管理者等調査表（様式第11号）及び関係図面等算定業務に必要な資料の有無等の確認を行うものとする。</p>
	(3) 移転料等の算定	<p>受注者は、墳墓移転料算定に当たっては、各所有者ごとに監督職員の指示に基づき、改葬等補償金額算定表（様式第63号）及び祭し料補償金額算定表（様式第83号）により算定するものとする。</p>
	(4) 墳墓工作物等の移転料算定	<p>受注者は、墳墓工作物については、附帯工作物要領の規定に準じて算定、又、墳墓立竹木については、別記3立竹木調査積算要領の規定に準じて算定するものとする。</p>